

規制の事前評価書（簡素化 B）

法令案の名称：水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：特定水銀使用製品の追加

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部署：経済産業省製造産業局化学物質管理課

環境省大臣官房保健部化学物質安全課水銀・化学物質国際室

評価実施時期：令和6年6月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

iii

(該当理由)

・水銀に関する水俣条約締約国会議において、製造・輸出入廃止対象製品が新たに追加されたことを受けての措置であるため、裁量の余地がないもの。

第4回締約国会議決議：

https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/decision/4_Dec3_Amendment.English.pdf

第5回締約国会議決議：

https://minamataconvention.org/sites/default/files/documents/decision/UNEP-MC-COP.5-Dec.4_Amendments-Annex-A_English.pdf

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・水銀に関する水俣条約第4回締約国会議第二部及び第5回締約国会議において製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定された水銀添加製品のうち国内未措置の製品について、水銀汚染防止法施行令第1条で定める「特定水銀使用製品」に追加する等、所要の改正を行う。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・水銀汚染防止法では、水銀等（水銀及び水銀化合物をいう。以下同じ。）が使用されている製品である「水銀使用製品」のうち、製造等（製造及び他の製品の部品として使用することをいう。以下同じ。）に係る規制を行うことが特に必要なものを「特定水銀使用製品」と定め、それらの製造等を原則禁止している。
- ・水銀汚染防止法施行時には水俣条約の担保措置として、条約を上回る我が国独自の措置を含め、合計13種類の製品を特定水銀使用製品として水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（平成27年政令378号。以下「政令」という。）に定めた。その後、水俣条約第4回締約国会議及び第5回締約国会議において、さらなる水銀添加製品の段階的廃止が決定され、これらを担保する必要性が生じた。令和5年11月、政令を改正し、第4回締約国会議で決定した5種類を先行して特定水銀使用製品として追加した（令和7年1月1日施行）。本政令改正において、第4回締約国会議及び第5回締約国会議で廃止期限が決定した製品（措置済みのものを除く。）を特定水銀使用製品に規定する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・電池、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）、一般的な照明用のコンパクト蛍光ランプ、一般的な照明用の直管蛍光ランプについて、規制範囲を拡充し、これまで規制対象ではなかった仕様の製品（※）を含め全てについて、条約の決定に基づき種類に応じた期限日以降に規制対象とする。
- ・電気式の計測器（溶融圧力変換器、溶融圧力伝送器、溶融圧力感知器）（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く）及び一般的な照明用の非直管蛍光ランプについて、条約の決定に基づき種類に応じた期限日以降に規制対象とする。

（※）「規制対象ではなかった仕様の製品」とは、現行の「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令」（<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=427C00000000378&keyword=%E6%B0%B4%E9%8A%80>）第一条に掲げる「特定水銀使用製品」のうち、限定的に規定されたものをいう。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（電池の規制範囲を拡充することについて）

- ・令和6年現在、国内における水銀添加電池の製造等は確認されていない。

（電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）の規制範囲を拡充するこ

とについて)

- ・令和 6 年現在、国内における電子ディスプレイ用の CCFL 及び EEFL の製造等は確認されていない。

(電気式の計測器(溶融圧力変換器、溶融圧力伝送器と溶融圧力感知器)(水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く)を新たに規制対象とすることについて)

- ・令和 6 年現在、国内において製造及び輸入(代替製品が利用困難である用途)が確認されており、事後評価の時点における当該製品の調査結果により規制の効果を把握することとする。

(一般的な照明用のコンパクト蛍光灯ランプ、一般的な照明用の直管蛍光灯ランプの規制範囲を拡充及び、一般的な照明用の非直管蛍光灯ランプを種類に応じた期限日以降に新たに規制対象とすることについて)

- ・令和 6 年現在、国内において製造及び輸入が確認されており、事後評価の時点における当該製品の調査結果により規制の効果を把握することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・国内において製造等が確認されていない製品(水銀を使用した電池、CCFL 及び EEFL)については、遵守費用が発生する可能性は基本的には無いと考えられる。
- ・国内において製造等が継続されている製品(水銀を使用した電気式の計測器、一般的な照明用の蛍光灯ランプ)については、代替製品の製造に係る製造ライン整備等検討コストが発生し得る。しかし、条約における議論の動向を踏まえ、関連業界では数年前から自主的に代替製品への転換が進められているため、今後追加的な遵守費用が発生する可能性は低い。
- ・認められた用途での製造等(水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合等)について承認申請の可能性はあるが、申請数は限定的であると考えられる。遵守費用を(製造等禁止製品の年間製造件数)×(確認に伴うコスト)として考え、年間製造等件数を仮に 12 回、1 人の担当者が 1 回の確認に要する時間を 10 時間、単価を約 3,000 円(5,157 千円(民間給与実態統計調査(国税庁、令和 4 年分)の令和 3 年における「正社員(正職員)」の平均給与額(5157 千円/年間)÷1,709 時間(労働統計要覧(厚生労働省、令和 4 年度)毎月勤労統計調査、令和 3 年における年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模 30 人以上))と仮定すると、1 事業者当たり、12 回×3,000 円×1 人×10 時間=360,000 円と定量化される。

<行政費用>

- ・規制対象製品を「特定水銀使用製品」に指定した場合、製造等のため許可や承認が必要となり、審査手続きのための行政費用が発生し得るが、現時点で何件の申請があるか見通すことは困難であるため、費用を定量化することはできない。そのため、事後評価の時点において実績把握に努めたい。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・当該製品を製造・輸出入している事業者の実態調査やヒアリングを実施して、条約に基づき規制措置を導入することについて理解が得られている。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・産業構造審議会製造産業分科会第10回化学物質政策小委員会 令和4年度第1回化学物質審議会 合同会議における報告（令和5年2月9日開催）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/pdf/010_06_00.pdf

- ・水銀汚染防止法に関する施行状況点検検討会（令和4年度 - 令和5年度）
- ・産業構造審議会製造産業分科会第11回化学物質政策小委員会 令和5年度第1回化学物質審議会 合同会議における報告（令和6年3月11日開催）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/kagaku_busshitsu/pdf/011_s02_02.pdf

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・該当しない。

＜上記以外の法令案＞

- ・3年後を目途に事後評価を実施予定。